

場合を除くの外其の小作契約は更新せられたるものと看做す

第五節 小作權の譲渡及び小作地の轉貸貸賃

第八條 小作權の譲渡又は小作地の轉貸若しくは貸賃其の旨を地主に通知するに非ざれば地主に對抗することを不得す

第九條 小作權の譲渡又は小作地の轉貸若しくは貸賃を禁止又は制限する特約は無効とす

第十條 小作權の譲渡又は小作地の轉貸若しくは貸賃をなす場合に於て讓渡人又は轉貸人若しくは貸賃人は不當の利益を受けることを得ず

第六節 小作地の賣却

第十一條 地主が小作地を賣却せんとするときは先づ其の小作人に對して其の旨を通知することを要す、小作人が其の小作地買取の意志ある場合に於ては前項の通知を受けたる後一ヶ月以内に買取に關する條件を地主に通知することを要す前項の場合に於て價格其他の買取條件につき争あるときは地主又は小作人は小作審判所に其の判定を申請することを得

第十二條 小作人が地主より小作地賣却の通知を受けたる

後一ヶ月以内に買取の通知をなさざるとき又は買取の通知を爲したる後三ヶ月以内に小作審判所の判定申請を爲さざるときは地主は小作地を他に賣却することを得

第七節 小作權の消滅

第十三條 小作權は左の場合に於て消滅す

(イ) 小作人が正當の理由なく引續き三ヶ年以上小作料を滞納したるとき

(ロ) 小作人が小作地を著しく荒蕪せしめ又は小作地に永久損害を及ぼすべき行爲をなしたるとき前項による消滅が收穫後作付前又は慣習によりて定まりたる時期其他小作人の損害最も少き時期に非ざる時期に當る場合に於ては小作權は其の收穫終りたる

慣習に因りて定まりたる時期又は爾後一年以内の小作人の損害最も少き時期まで存続するものと看做す

第十四條 地主は本法の規定によるに非ざれば小作權を消滅せしむることを得ず

第二章 小作料

第一節 小作料の支拂

第十五條 物納小作料は其小作地に生産したる普通品又は

其相當品を以て支拂ふものとす、物納小作料の換價額は其年度其地方に生産したるもの普通品の收穫後三ヶ月以内の平均相場とす

第十六條 物納小作料を收穫後三ヶ月以内に金納小作料を六ヶ月以内に支拂ひたるるとき小作料支拂に遅滞なきものとす

第十七條 小作料は之を二回以上に分割して支拂ふことを得

第十八條 小作料が物納なるるとき小作人が小作料の支拂に付遅滞ある場合に於ても地主は小作人に其利子を請求することを不得す、金納小作料支拂に遅滞ありたる場合に限り地主は年百分の五以下の利子を請求することを得

滞納小作料を消費貸借に更改したるときは前二項の規定を準用す

第十九條 地主の變更其他の事由に依り小作料支拂場所が従前よりも遠隔となり若しくは運搬困難となりたる場合に於ては小作人は之に因りて生じたる費用を小作料より控除することを得

第二十條 法令により小作料の品質包装荷造り等に關する

制限ある場合に於ては小作人は契約の有無に拘らず之がため増加したる負擔額を小作料より控除することを得

第二節 小作料の支拂猶豫及減免

第二十一條 小作人が故意又は重大なる過失なくして通常の收穫高よりも少き收穫を得たるときは小作人は其の減收の割合に應じて小作料の一時的減額免除又は支拂猶豫を請求することを得

第二十二條 小作人又は其家族に徴兵災害疾病ありたるときは小作人は小作料の免除又は支拂猶豫を請求することを得

第二十三條 法令により地租の免除徴收猶豫ありたるときは小作人は小作料の免除又は支拂猶豫を請求することを得

第二十四條 前三條の請求に付き争あるときは地主又は小作人は小作審判所に其の判定を請求することを得、前項の申請ありたるときは小作審判所は相當の減免額及其年次又は支拂猶豫及其年次を判定することを要す

第三節 相當小作料

第二十五條 地主又は小作人は小作料の數額種類品質及換